

社会貢献活動の支援に関する指針の改定について —前回審議会の振り返り—

資料1

県では、社会貢献活動の一層の推進を図るため、「社会貢献活動の支援に関する指針」を改定することとし、令和8年2月4日に開催した第42回岩手県社会貢献活動支援審議会において、社会貢献活動の支援に関する条例第8条第3項の規定に基づき、指針改定の基本的方向について諮問しました。

前回審議会における県の説明内容は次のとおりです。

1 社会貢献活動の支援に関する条例、指針について

名称	策定時期	趣旨
社会貢献活動の支援に関する条例	平成10年3月	社会貢献活動の支援についての基本原則、社会貢献活動の支援に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、社会貢献活動の支援を総合的に推進し、もって住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。
社会貢献活動の支援に関する指針	平成11年3月	上記条例に基づき、中・長期的な展望に立って、ボランティア活動やNPO活動の支援に関する施策推進の基本的な方向を定め、その活動環境を計画的に整備するために策定

2 指針改定の趣旨

- 平成11年3月の指針策定以降、**本県の社会貢献活動**(NPO・ボランティア活動)は着実に展開され、東日本大震災津波を契機に一層活発化し、コロナ禍を含む社会変化の中でも生活支援、居場所づくりの活動が行われるなど、**地域社会を支える基盤として、その役割を着実に深めてきた。**
- こうした社会貢献活動は、**地域とのつながりや自己実現の場として、県民一人ひとりの幸福やウェルビーイングを高める上でも重要な役割**を担っている。
- また、人口減少が進行する中において**持続可能な地域社会を維持していくためには、NPO等による社会課題の解決や、多様な主体の参画や連携・協働が不可欠**である。



- こうした背景を踏まえ、コロナ禍以降の社会環境の変化にも対応しながら、近年広がりを見せている**デジタル技術**(AIやオンライン寄付を含む)**の活用や、複業・プロボノといった多様な参画の動きを、人口減少対策を支える力として積極的に活用し、多様な主体が連携・協働しながら社会貢献活動が将来にわたって持続的に展開・循環する環境づくりを一層推進していくため、本指針を改定**するもの。

3 改定指針の期間

令和9(2027)年度～令和18(2036)年度の10年間

4 改定指針の性格

県の社会貢献活動の支援に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性を示すとともに、県、市町村、社会貢献活動団体、県民、事業者、大学、中間支援組織など、多様な主体が役割を認識し、連携・協働するための共通の羅針盤となるもの。

現行指針の取組と現状・課題

1 整理の趣旨

現行指針の「第3 社会貢献活動の支援施策の展開方向」及び「第4 社会貢献活動支援の重点施策」の項目ごとに、県及び社会福祉協議会等による主な取組について、現状及び課題を整理したもの。なお、整理に当たっては、先に実施した県内NPO等実態・意識調査（資料3）及び関係機関ヒアリング（資料4）の結果を踏まえているもの。

2 「第3 社会貢献活動の支援施策の展開方向」

◆第3-1 参加しやすい環境づくり

現行指針の項目	主な取組	現状・課題
（1）情報の提供・紹介、ニーズの把握	① NPO 活動交流センターにおける、活動情報、イベント・セミナー、助成金情報、団体情報等の発信、NPO ボランティア活動情報誌の発行、NPO ボランティア情報データベースの登録・更新（若者女性協働推進室） ② 県社協ボランティア・市民活動センターによる「ずっぱりボランティアいわて」を通じた、ボランティア募集、活動団体、イベント、助成金、災害ボランティア等の情報提供（県社協） ③ NPO 活動交流センターや県社協等における、相談対応、活動情報の受付、アンケート等を通じた団体・活動希望者のニーズ把握（若者女性協働推進室／県社協）	【現状】 ① 活動情報、助成金情報、ボランティア募集情報等にアクセスできる情報提供基盤あり。 ② NPO 活動交流センター相談対応件数は R6：231 件、HP 情報掲載数は R6：1,302 件、HP アクセス数は R6：228,823 回と、情報提供・相談機能は一定程度充実 ③ 一方、 ボランティア・NPO・市民活動への参加割合は R6：13.9% にとどまり、 希望郷いわてモニター調査でも、ボランティア活動に興味・関心がある人は 78.1% だが、 そのうち過去5年間に活動していない人は 31.4% ④ 同調査で 過去5年間に活動していない人 について、「子育て、介護、子どもの勉強等で忙しい」「学校や仕事が忙しい」など、 関心があっても時間的制約によって参加しにくい層の存在 がうかがわれる。 ⑤ 関係機関ヒアリングでは、 情報が分野別・機関別に分散し、活動希望者が自分に合う活動を探しにくい との声がある。 【課題】 ① 情報提供を実際の参加・相談につなげるため、活動地域、分野、日時、参加条件等の必要な情報を分かりやすく提供するとともに、相談窓口・関係機関への案内を充実する必要 ② 把握したニーズを効果的な情報提供や、施策の改善等に活用する必要
（2）学習する機会の提供	① 「ボランティア体験 in いわて」による、福祉施設、高齢者支援、障がい者支援、除雪、青少年活動等の体験機会の提供（県社協） ② コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図るとともに、教育振興運動の活動奨励及び関係者対象の研修会の実施（県教委） ③ 学校教育におけるボランティア活動を通じた思いやりの心と規範意識の育成（県教委） ④ NPO 等向け運営基盤強化セミナーによる、資金調達、企画形成、マーケティング、事業承継、法人登記	【現状】 ① 活動未経験者、児童生徒、地域住民に、社会貢献活動や地域課題を学び、体験する機会を提供 ② NPO 法人等の資金調達、企画形成、事業承継、法人運営実務等に関する学習機会を提供 ③ 希望郷いわてモニター調査では、参加理由として「地域や社会を自分たちで住みよくしたり、改善していく活動に関わりたかった」が 54.3%、「自分の知識や技術を活かす機会がほしかった」が 29.6% ④ 一方、同調査では、過去5年間に活動していない人に対し、「子育て、介護、子どもの勉強等で忙しい」「学校や仕事が忙しい」など、 関心や参加意向があっても、仕事、学校、子育て、介護等の時間的制約により、活動に参加しにくい人がいる ことがうかがわれる。 ⑤ 県内 NPO 等実態・意識調査では、団体が抱える課題として「人材の確保や教育」が 50.5%、「後継者の不足」が 37.9%となっており、関係機関ヒアリングでも、体験・研修の機会があっても、継続参加や団体運営力の向上につなげる伴走支援が必要との声がある。 【課題】 ① 時間的制約がある人や専門性・経験を生かして関わりたい人も参加しやすいよう、短時間、単発、休日・夜間、オンライン、プロボノ等の多様な参加機会を充実する必要

	等、団体運営に必要な学習機会の提供（若者女性協働推進室）	② 学習・体験の機会を提供するとともに、初めて参加する人や学生等が安心して活動できる受入環境を整える必要
--	------------------------------	--

◆第3-2 活動しやすく、その輪が広がるような環境づくり

現行指針の項目	主な取組	現状・課題
（1）支援の拠点となる機能の整備	① NPO 活動交流センターにおける、情報提供、相談、活動場所、助成金情報、専門家相談、出張相談等の提供（若者女性協働推進室） ② 県社協ボランティア・市民活動センターによる、ボランティア募集、活動団体情報、助成金情報、研修情報、災害ボランティア情報等の提供（県社協） ③ 復興支援活動や地域課題解決に取り組む NPO 等への補助の実施（若者女性協働推進室）	【現状】 ① 地域の NPO・市民活動支援拠点として、相談、情報、場所、助成金情報等を提供する基盤あり ② NPO 活動交流センター相談対応件数は R6：231 件、NPO 等への補助は R6：12 件であり、相談・活動費補助による支援を実施 ③ 県内 NPO 等実態・意識調査では、団体が抱える課題として「人材の確保や教育」が 50.5%、「後継者の不足」が 37.9%、「収入源の多様化」が 34.2%となっており、県や支援拠点等に期待する支援では、「活動資金の確保に向けた情報提供・相談支援」が 44.2%、「活動場所・設備・備品等の提供又は紹介」が 36.3%、「団体運営や活動継続に関する個別相談・伴走支援」が 34.7% ④ 関係機関ヒアリングでは、県域拠点、社協、市町村、中間支援組織等の役割分担や、相談先・支援先が分かりやすくつなげる体制が必要との声がある。 【課題】 ① 地域課題が複雑化する中、NPO 支援拠点と社協のボランティア支援拠点の役割分担、市町村域の支援拠点・中間支援組織等との連携を含む支援体制の整理が必要 ② 担い手の確保、資金、広報、会計・労務、連携先等の様々な課題について相談に応じ、関連情報を提供するとともに、必要に応じて適切な相談窓口や支援先につなぐ機能の強化が必要 ③ 助成金、寄付、会費、事業収入、クラウドファンディング等による収入源の多様化と、事業計画、会計、労務、ガバナンス等の運営基盤強化に関する情報提供、研修及び相談支援が必要
（2）情報ネットワークの構築	① NPO 活動交流センター、県社協、国際交流センター、生涯学習ボランティアセンター等による分野別情報発信基盤の運用	【現状】 ① 分野ごとに活動情報を発信する窓口・サイト・拠点があり、活動情報へのアクセス手段を一定程度確保 ② NPO 活動交流センターHP 情報揭示数は R6：1,302 件、アクセス数は R6：228,823 回であり、情報量・閲覧機会は一定程度確保 ③ 一方、希望郷いわてモニター調査では、ボランティア活動に興味・関心がある人のうち 31.4%が過去 5 年間に活動しておらず、関心が実際の参加につながっていない層が存在 ④ 同調査では、活動していない理由として、仕事、学校、子育て、介護等による時間的制約が挙げられている。 ⑤ 県内 NPO 等実態・意識調査では、団体が抱える課題として「広報」が 20.0%、「デジタル活用が十分でない」が 12.6%であり、県や支援拠点等に期待する支援では「広報・情報発信、活動成果の見える化に関する支援」が 33.2% ⑥ 関係機関ヒアリングでは、活動情報・助成金情報・団体情報が分散し、必要な情報にたどり着きにくいとの声がある。 【課題】 ① 分野別・機関別に分散する団体、募集、研修、助成制度、活動場所等の情報を相互に共有・活用し、分かりやすく発信する機能の強化が必要 ② デジタル活用が十分でない団体に配慮し、情報発信、オンライン相談、会議運営、寄付・資金調達等のデジタル活用に関する研修や情報提供が必要

(3) 交流及び連携への支援	① 地域学校協働活動における、地域住民等の参画による学校支援、読み聞かせ、授業補助、環境整備等の活動実施（県教委） ② 県内 NPO と企業等との連携・協働に向けたマッチング支援、地域の NPO と行政等との意見交換の実施（若者女性協働推進室）	【現状】 ① 学校、地域住民、NPO、企業、行政等との接点づくりを推進 ② 地域の NPO と行政等との意見交換参加団体数は R6：44 団体、企業と NPO 等のマッチングに向けた伴走支援団体数は R6：15 団体、マッチング件数は R6：6 件 ③ 希望郷いわてモニター調査では、参加した活動分野は自治会・町内会等の活動が 54.3%、地域の美化・環境保全が 48.1%であり、身近な地域活動への参加が中心 ④ 県内 NPO 等実態・意識調査では、多様な主体との連携・協働を進める上での課題として「連携先との接点・情報が不足している」が 28.9%、「調整役・仲介役がない」が 18.9%、「相手方のニーズが分からない」が 15.8%。また、今後、連携・協働したい相手は「市町村」が 48.9%、「県」が 35.8%、「企業」が 24.7% ⑤ 関係機関ヒアリングでは、連携先との接点や相手方ニーズの把握が難しく、調整役・仲介役が必要との声がある。 【課題】 ① 既存の意見交換や関係主体間のマッチング等の取組を、NPO、行政、社会福祉協議会、企業、大学等との交流、連携及び協働に広げ、関係主体の相互理解や連携先との接点づくりを進める必要 ② 連携先との接点づくりや双方の目的・ニーズの把握を進め、必要に応じて関係主体間のマッチングを支援する機能の充実が必要
(4) 集会等の活動場所の提供	① NPO 活動交流センターにおける団体活動室等の活動スペースの提供（若者女性協働推進室）	【現状】 ① 県の拠点施設において、団体の打合せ、活動準備、交流等に利用できる場を確保 ② 希望郷いわてモニター調査では、参加した活動分野は自治会・町内会等の活動が 54.3%であり、身近な地域単位での活動が多い。 ③ 県内 NPO 等実態・意識調査では、県や支援拠点等に期待する支援として「活動場所・設備・備品等の提供又は紹介」が 36.3% ④ 関係機関ヒアリングでは、活動場所・設備の確保や、公的施設・地域施設等を利用しやすくする支援を求める声がある。 【課題】 ① 活動場所に対するニーズを踏まえ、活動支援拠点等におけるスペースの提供や活動場所に関する情報提供など、活動の場の確保に向けた支援が必要
(5) 人材の養成	① ボランティア振興事業による、市町村ボランティアセンター支援、若年層ボランティアグループの活動促進、ボランティアコーディネーター養成等の実施（地域福祉課／県社協） ② NPO 等向け組織マネジメント研修による、協働、ガバナンス、コンプライアンス等に関する学習機会の提供（若者女性協働推進室）	【現状】 ① 活動者、地域支援の担い手、コーディネーター等を育成 ② 認定 NPO 法人の取得促進に向けた研修参加者数は R6：181 人、運営基盤強化セミナー参加者数は R6：140 人 ③ 希望郷いわてモニター調査では、ボランティア活動に興味・関心がある人は 78.1%であり、参加意向は一定程度ある。 ④ 高齢者のボランティア活動比率は R6：26.1%であり、高齢者が経験や能力を生かして活動に参加している。 ⑤ 県内 NPO 等実態・意識調査では、中心的な役員・スタッフの年齢層は 60 代が 30.5%、70 代以上が 21.6%で、60 代以上が 52.1%を占める。後継者については「必要性は感じているが後継者はいない」が 40.5%、「団体の継続が難しい」が 4.2%

	③ 高齢者の社会貢献活動に関する相談対応、情報提供、普及啓発セミナー、助成金情報提供等を実施（長寿社会課／いきいき岩手支援財団） ④ 視聴覚障がい者情報センターにおける、点訳・音訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者等の養成（障がい保健福祉課）	⑥ 若者・学生・現役世代の参加状況では、「現役世代に参加してほしいが不足している」が28.9%、「若者・学生に参加してほしいが不足している」が21.6%であり、関係機関ヒアリングでも、後継者不足、若者・現役世代の参加不足、役員・事務局人材の不足、事業承継に関する声がある。 【課題】 ① 人口減少や担い手の高齢化を背景に、活動者だけでなく、団体運営、協働形成、中間支援を担う人材の確保・育成が重要 ② 活動者、団体役員・職員、コーディネーター、中間支援人材等の育成と、専門性や経験を有する人材の活用に関する情報提供が必要 ③ 若者、学生、現役世代、高齢者等の経験や能力を生かし、活動への参加や団体の担い手確保につなげる支援が必要
--	---	---

◆第3-3 社会に根づいていくような環境づくり

現行指針の項目	主な取組	現状・課題
(1) 社会的理解の促進	① 福祉教育に関する研修や、小中学校等を対象とした福祉の仕事、ボランティア、車椅子体験等の出前講座の実施（県社協） ② 認定NPO法人専門員の配置による認定取得に向けた相談対応・支援の実施（若者女性協働推進室）	【現状】 ① 福祉学習・体験学習、認定NPO法人取得支援等を通じた社会的理解・信頼形成の取組あり ② NPO法人数に占める認定NPO法人の割合はR6：4.7%で、都道府県別で全国1位の水準にあり、認定NPO法人研修参加者数はR6：181人 ③ 県内NPO等実態・意識調査では、活動報告書を作成している団体は60.5%、ホームページ・SNS等で活動内容を発信している団体は51.6%、事業報告書・会計書類等を公開している団体は51.1%である一方、成果を定量的に把握している団体は32.1% ④ 同調査では、NPO法人等のうち認定・特例認定NPO法人制度に「関心はあるが準備していない」が32.0%、「制度がよく分からない」が11.5%（有効回答に占める割合）であり、制度理解や取得に向けた支援が引き続き必要 ⑤ 希望郷いわてモニター調査では、参加理由として「地域や社会を自分たちで住みよくしたり、改善していく活動に関わりたかった」が54.3%、「社会やお世話になったことに対する恩返し」が48.1% ⑥ 関係機関ヒアリングでは、活動成果の見える化や、団体の信頼性向上、寄付・協賛につながる情報発信が必要との声がある。 【課題】 ① 福祉教育等で育まれた意識を継続的な地域活動・NPO活動につなげる仕組みや、活動成果の発信が必要 ② 認定NPO法人制度を寄付促進、信頼性向上、取得後の情報公開・ガバナンス確保につなげる支援が必要。また、遺贈寄付、寄付型クラウドファンディング等の多様な寄付の方法や活用事例を周知する必要 ③ 活動内容、成果、資金の使途等を分かりやすく発信し、社会貢献活動への理解、共感、参加及び支援を促進する必要
(2) ボランティア休暇制度の普及啓発	① 厚生労働省が進めるボランティア休暇等の特別な休暇制度の普及促進に関する情報提供（定住推進・雇用労働室）	【現状】 ① 企業等がボランティア休暇制度の導入を検討するための情報提供を実施 ② 希望郷いわてモニター調査では、回答者のうち企業等の被雇用者が27.2%であり、働く世代の参加を広げるには、休暇制度の周知だけでなく、企業の社会貢献活動や従業員参加支援との接続が必要

		③ 県内 NPO 等実態・意識調査では、今後の企業等との連携について「企業等との連携は考えていない」が 50.0%である一方、「企業との共同事業・共同活動・共同開発」が 35.3%、「企業等及び企業等の社員による寄附」が 19.5% ④ 関係機関ヒアリングでは、企業連携について、接点や進め方が分からない、調整役が必要との声がある。また、社会福祉法人による地域公益活動と NPO・ボランティア活動との接点整理を求める声がある 【課題】 ① 企業や社会福祉法人等の取組状況や連携意向を踏まえ、ボランティア休暇制度、従業員の参加、プロボノ、寄付・協賛、施設・物品の提供、地域公益活動等、それぞれの特性を生かした参画を促進する必要
(3) 活動に関する調査・研究	① 指針改定に向けた、県内 NPO 等実態・意識調査や関係機関ヒアリングの実施（若者女性協働推進室）	【現状】 ① 指針改定に向けて、団体の活動実態、担い手、資金、情報発信、連携、支援ニーズ等を確認する機会を設定 【課題】 ① 指針改定後も、県民の参加状況、活動団体の活動実態等について必要な調査及び研究を行い、その結果を施策の改善に活用する仕組みが必要
(4) 損害補償制度の利用の啓発	① 「ずっぱりボランティアいわて」における、ボランティア活動保険に関する情報提供（県社協）	【現状】 ① 活動者が安心して参加するための保険制度に関する情報提供の仕組みあり ② 短時間・単発型、学生・親子参加、災害時活動など、活動形態に応じて想定されるリスクや必要な補償が異なる 【課題】 ① 多様な参加形態に対応し、活動者及び受入団体が安心して活動に参加・受入れできるよう、ボランティア活動保険等の損害補償制度を分かりやすく周知する必要 ② 特に、初めて参加する人、短時間・単発で参加する人、学生・親子参加、災害時活動等を想定し、活動内容に応じた損害補償制度の利用に関する情報提供が必要

◆第3-4 災害時のボランティア活動への対応

現行指針の項目	主な取組	現状・課題
(1) 体制の整備	① 東日本大震災津波や平成25年大雨洪水災害等を踏まえた「岩手県防災ボランティア活動推進指針」の策定・改定（地域福祉課） ② 中間支援組織、行政・社協・NPO等の三者連携、平常時・災害時の連携（若者女性協働推進室・地域福祉課） ③ 市町村社協災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの公表（県社協） ④ 災害ボランティアセンターの設置・運営（県社協／市町村社協） ⑤ 東日本大震災津波における県内災害・復興等ボランティアセンター等を通じた活動者数は延べ57万人超（地域福祉課） ⑥ 被災者一人ひとりの状況や課題を把握し、行政、専門職、社会福祉協議会、NPO等が連携して継続的な支援を行う災害ケースマネジメントの体制整備に向け、関係機関とのネットワーク会議の開催、ガイドラインの策定、人材育成等を実施（復興くらし再建課）	【現状】 ① 災害時ボランティア活動の基本方向、行政・社協・NPO等の連携枠組みが整理 ② 災害ボランティアセンター設置・運営の実務基盤あり ③ 大規模災害時に多数のボランティアを受け入れ、被災地支援につなげた実績あり ④ 県内NPO等実態・意識調査では、災害支援活動について「経験はないが、関心がある」が38.4%、東日本大震災津波又はその他の災害で支援活動を行った団体は合計43.7% ⑤ 県内NPO等実態・意識調査では、 災害時に円滑に支援活動を行うため平時から必要な体制として、「行政・社会福祉協議会・NPO等による情報共有の場づくり」が52.6%、「災害時の役割分担や連絡体制の整理」が42.6%、「災害時に活動できる団体・人材のネットワークづくり」が35.8% ⑥ 災害ケースマネジメントについて、福祉・防災分野の有識者による検討を踏まえ、市町村が被災者支援を実施する際の取組指針となるガイドラインを策定 【課題】 ① 災害が頻発・激甚化する中、円滑に支援活動を行うため、平時からの連携、訓練、役割分担、受援体制、情報共有及び連絡調整等の継続的強化が必要 ② 災害時の支援調整を担う人材の育成や中間支援機能の充実を図るとともに、行政、社会福祉協議会、NPO等の役割分担をより一層整理する必要 ③ 市町村域における災害ボランティアセンターの設置・運営訓練及び運営人材の確保並びに震災時の知見・ネットワークの継承が必要 ④ 発災直後の対応に加え、生活再建、孤立防止、見守り、心身のケア、コミュニティ再生等の中長期的な被災者支援を見据え、関係機関・団体と関係分野の専門機関との連携・調整を進める必要
(2) 活動者の登録	① 平時からの災害ボランティア登録制度は設けていないが、発災後、具体的な作業内容や活動日程等が確定する前に、必要に応じて市町村社協等が活動希望者の事前登録を受け付け、活動内容等の確定後、登録者に連絡して活動につなげる取組を実施（県社協／市町村社協） ② NPO等による支援活動については、いわてNPO災害支援ネットワーク（INDS）が中心となり、支援団体間の情報共有、被災地や災害ボランティアセンター等との連絡調整及びコーディネートを実施	【現状】 ① 発災後、具体的な作業内容や活動日程等が確定する前に、必要に応じて市町村社会福祉協議会が活動希望者の事前登録を受け付け、活動内容等の確定後に登録者へ連絡することで、個人ボランティアの迅速な受入れにつなげている。 ② 災害ボランティアセンターでは、被害状況、被災者ニーズ及び募集方針等を踏まえ、個人ボランティアの受付、被災者ニーズとのマッチング、活動先への送り出し等を実施 ③ NPO等による支援活動については、INDSが中心となり、支援団体間の情報共有、被災地や災害ボランティアセンター等との連絡調整及びコーディネートを実施 【課題】 ① 発災後の事前登録から活動内容等の連絡、受付、マッチング及び活動先への送り出しなどの対応を円滑に行うため、平時から行政、社会福祉協議会、NPO等の役割分担、受入窓口及び連絡方法を確認しておく必要がある。 ② 被害状況や被災者ニーズに応じて、活動希望者に必要な情報を迅速かつ正確に伝達できるよう、平時から情報共有方法、連絡手段及び受付体制を確認しておく必要

		③ 災害ボランティアセンターによる個人ボランティアの受入れと、INDS による NPO 等の支援活動の調整が円滑に行われるよう、関係機関の連携の下、研修・訓練、マニュアルの整備・更新、運営人材、資機材及び情報通信環境の確保を進める必要がある。
(3) 研修等	① 県社協による災害ボランティアセンター設置・運営訓練、行政・社協・NPO等の情報共有、災害支援に関するセミナー等を実施	【現状】 ① 災害時の活動に必要な知識、受援、調整、被災者支援等を学ぶ機会あり ② 県内 NPO 等実態・意識調査では、災害時に円滑に支援活動を行うため平時から必要な体制として、「災害支援に関する研修・訓練の実施」が 35.3%となっている 【課題】 ① 災害対応の実効性を高めるには、単発研修にとどまらず、市町村域・県域での継続的な訓練、人材育成が必要 ② 行政、社協、NPO、専門職団体等が平時から顔の見える関係をつくり、研修・訓練を通じて役割分担、情報共有方法及び連絡調整方法を確認することが必要
(4) 情報の提供	① 災害時における、県、県社協、災害ボランティアセンター、NPO等による災害ボランティア情報の発信・共有	【現状】 ① 災害時に必要なボランティア募集、受付、活動情報の提供・共有体制あり ② 県内 NPO 等実態・意識調査では、災害時に円滑に支援活動を行うため平時から必要な体制として、「行政・社会福祉協議会・NPO 等による情報共有の場づくり」が 52.6%、「災害時の役割分担や連絡体制の整理」が 42.6% 【課題】 ① 発災時に迅速かつ正確に情報提供するため、平時から情報共有の方法、窓口、役割分担、発信内容、更新頻度等を確認する必要 ② 災害時に、活動希望者、支援団体、市町村、社協、NPO 等が必要な情報にアクセスし、支援ニーズと活動団体・専門人材等との調整が円滑に行われるよう、平時からの情報共有方法と連絡調整体制の確認・強化が必要

3 「第4 社会貢献活動支援の重点施策」

現行指針の項目	主な取組	現状・課題
1 支援拠点機能の整備	① NPO 活動交流センターによる、NPO・市民活動に関する情報提供、相談、団体活動室、助成金情報、専門家相談、伴走支援、企業等とのマッチング支援等の実施（若者女性協働推進室） ② 県社協ボランティア・市民活動センターによる、ボランティア活動情報、研修、助成金、災害ボランティア等の情報提供（県社協）	【現状】 ① NPO・市民活動、福祉・地域活動・災害ボランティア、分野別活動を支える県域・分野別拠点を整備 ② 市町村域のボランティア活動支援や NPO 法人の身近な相談・手続対応の体制を形成 ③ NPO 活動交流センター相談対応件数は R6：231 件、NPO 法人数（10 万人当たり）は R6：41.8 法人。NPO 法人数に占める認定 NPO 法人の割合は R6：4.7%で、都道府県別で全国 1 位の水準 ④ 県内 NPO 等実態・意識調査では、県や支援拠点等に期待する支援として「活動資金の確保に向けた情報提供・相談支援」が 44.2%、「活動場所・設備・備品等の提供又は紹介」が 36.3%、「団体運営や活動継続に関する個別相談・伴走支援」が 34.7%、「広報・情報発信、活動成果の見える化に関する支援」が 33.2% ⑤ 関係機関ヒアリングでは、ワンストップ相談、個別相談・伴走支援、拠点間の役割分担が必要との声がある

	③ 国際交流センター、視聴覚障がい者情報センター、環境学習交流センター等、分野別支援拠点の設置 ④ 市町村ボランティアセンターへの支援の実施（地域福祉課／県社協） ⑤ NPO法人の認証・監督等の実施、認証・監督等事務の21市町村への権限移譲（若者女性協働推進室／各広域振興局等／権限移譲市町村）	【課題】 ① 地域課題が複雑化し担い手が限られる中、拠点ごとの機能を利用者目線でつなぎ、適切な専門支援・連携先につなぐ役割が重要 ② 県域拠点、社会福祉協議会、市町村、中間支援組織、分野別拠点の役割分担と相談・紹介体制の整理が必要 ③ 情報提供、相談、専門機関へのつなぎ、関係主体間のマッチング等を担う支援拠点・中間支援機能の充実が必要
2 ボランティア情報システムの整備	① 「ずっぱりボランティアいわて」による、ボランティア募集、活動団体検索、イベント情報、助成金情報、災害ボランティア情報等の提供（県社協） ② NPO 活動交流センターウェブサイトにおける、NPO ボランティア情報データベースの登録・更新、NPO ボランティア活動情報誌、イベント・セミナー・助成金情報等の発信（若者女性協働推進室） ③ 生涯学習ボランティアセンターにおける、ボランティア等の登録・紹介、青少年のボランティア活動・体験活動に関する情報提供（県教委） ④ 災害時における、県社協、災害VC、行政、NPO 等による災害ボランティア情報の発信・共有（地域福祉課／県社協）	【現状】 ① 活動希望者、活動者を募集したい団体、助成金情報を求める団体等が情報にアクセス可能 ② NPO 活動交流センターHP 情報揭示数は R6：1,302 件、アクセス数は R6：228,823 回 ③ 一方、希望郷いわてモニター調査では、ボランティア活動に興味・関心がある人のうち 31.4%が過去 5 年間に活動しておらず、情報提供を相談や参加につなげる観点から、情報の分かりやすさや案内方法を検討する必要がある ④ 県内 NPO 等実態・意識調査では、「ホームページ・SNS 等で活動内容を発信している」が 51.6%である一方、「広報」を課題とする団体が 20.0%、「デジタル活用が十分でない」が 12.6%、支援ニーズとして「広報・情報発信、活動成果の見える化に関する支援」が 33.2% ⑤ 関係機関ヒアリングでは、広報・情報発信、活動成果の見える化、情報共有の場づくりへの支援を求める声がある 【課題】 ① ウェブサイト、データベース、SNS 等を通じ、NPO 情報、ボランティア募集、講座・研修、助成制度、災害時情報等を分かりやすく共有・発信し、活動希望者が必要な情報や相談窓口にアクセスしやすくする必要 ② 活動団体による広報・情報発信、活動成果の見える化及びデジタル活用を支援する必要

参考資料

- ・岩手県 NPO 活動交流センター、岩手県社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター「ずっぱりボランティアいわて」等の公表情報
- ・県内 NPO 等実態・意識調査、関係機関ヒアリング結果
- ・岩手県地域福祉課「令和 7 年度 第 7 回 希望郷いわてモニターアンケート ボランティアに関する意識調査結果」
- ・岩手県「令和 7 年度政策評価等の実施状況報告書『政策評価レポート 2025』」及び「令和 7 年度事務事業評価」

県内 NPO 等実態・意識調査結果の概要

1 調査の概要

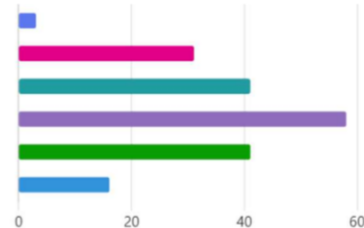
調査対象	県内の NPO 法人、認定 NPO 法人、特例認定 NPO 法人、一般社団法人・財団法人、公益法人、任意団体等 ※ 令和8年5月 31 日時点で県が連絡先を把握している団体
調査方法	調査案内を送付し、県公式ウェブサイトから回答フォームにより回答
調査期間	令和8年6月4日から令和8年6月 28 日まで(令和8年6月1日時点の状況について回答)
依頼件数等	依頼件数 689 件、返戻 47 件、有効依頼数 642 件
回答数・回収率	回答数 190 件、回収率 29.6%
留意事項	複数回答の割合は、原則として回答団体数 190 団体を分母として算出

2 主な調査結果

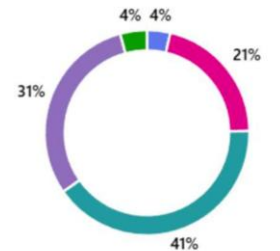
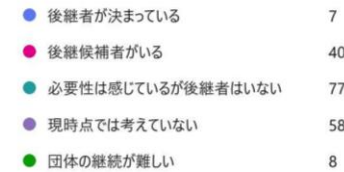
(1)担い手の確保と持続可能な活動基盤

- ・団体が抱える課題として、人材の確保・教育が最大の課題(50.5%)で、後継者不足(37.9%)、収入源の多様化(34.2%)も上位となった。
- ・中心的な役員・スタッフが 60 代以上の団体は 52.1%、後継者がいない又は継続困難な団体は 44.7%である。
- ・若者・学生・現役世代の参加状況も踏まえると、多様な参加機会の充実と、活動者、団体役員・職員等の確保・育成の双方に取り組む必要性が示唆される。

15. 中心的な役員・スタッフの年齢層を1つ選択してください。

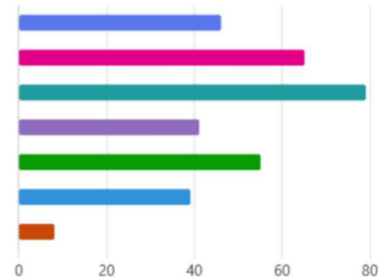
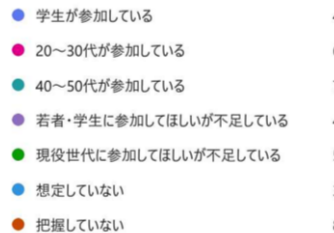


16. 後継者の状況を1つ選択してください。

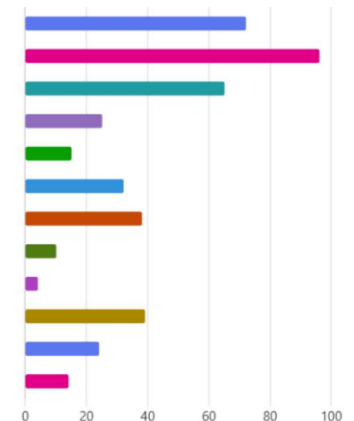


17. 若者・学生・現役世代の参加状況について、該当するものをすべて選択してください。

※「想定していない」又は「把握していない」を選択する場合は、他の選択肢は選択しないでください。



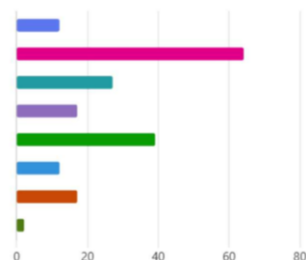
22. 貴団体が抱える課題について、該当するものを3つまで選択してください。



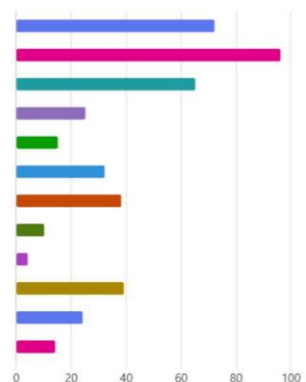
(2) 団体が求める支援

・期待する支援は、資金確保に向けた情報提供・相談支援(44.2%)、活動場所・設備・備品等の提供又は紹介(36.3%)、団体運営や活動継続に関する個別相談・伴走支援(34.7%)、広報・情報発信、活動成果の見える化(33.2%)の順となった。
 ・収入規模、収入源、寄附等の活用状況も踏まえると、資金調達に加え、運営基盤全体への支援ニーズがうかがわれる。

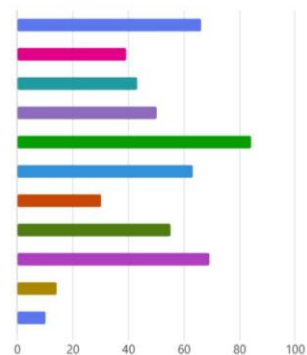
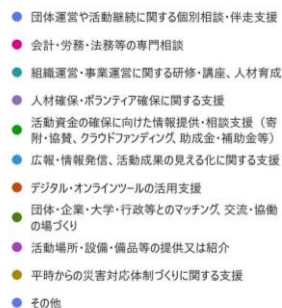
20. 直近年度の年間収入規模について、会費、寄附金、助成金・補助金、事業収益、委託料、指定管理料等を含めた団体全体の収入額を1つ選択してください。



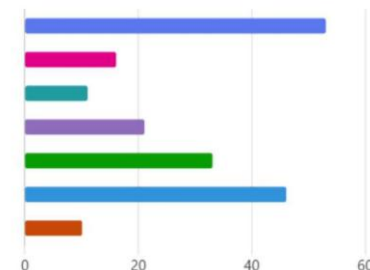
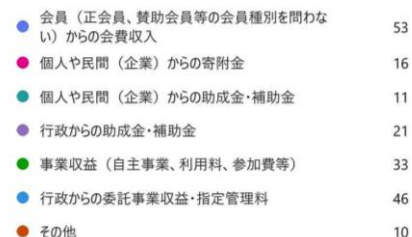
22. 貴団体が抱える課題について、該当するものを3つまで選択してください。



35. 今後、県や支援拠点等に期待する支援を5つまで選択してください。

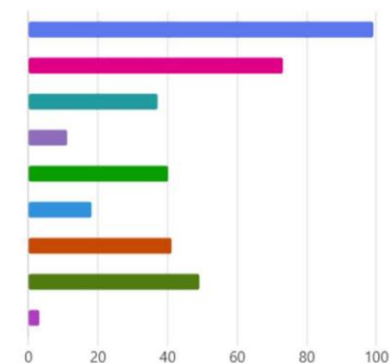
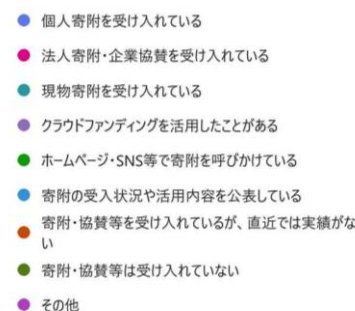


21. 貴団体の主な収入源を1つ選択してください。



26. 寄附・協賛・クラウドファンディング等について、該当するものをすべて選択してください。

※「寄附・協賛等は受け入れていない」を選択する場合は、他の選択肢は選択しないでください。



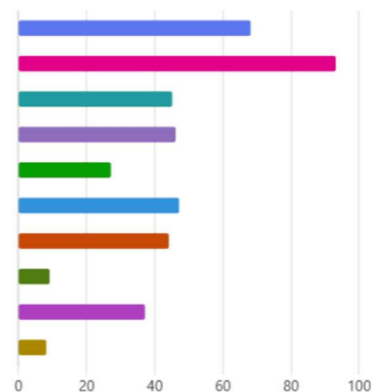
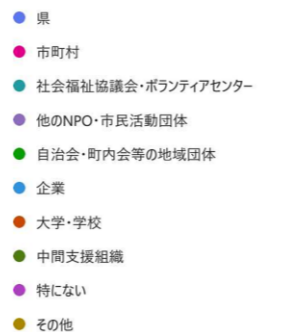
(3)連携・協働を支える機能

- ・今後連携したい相手は市町村(48.9%)、県(35.8%)等であった。
- ・問 34 の課題では、連携先との接点・情報不足(28.9%)、時間的余裕がない(27.4%)、調整役・仲介役がない(18.9%)等が挙げられている。
- ・団体ごとの連携意向や双方の目的・ニーズに応じた情報提供・調整の必要性が示唆される。

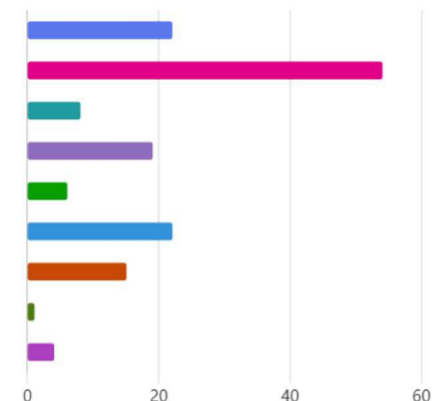
31. 今後、連携・協働したい相手を3つまで選択してください。

※「特にない」を選択した場合は、次の問32・問33は回答不要です。

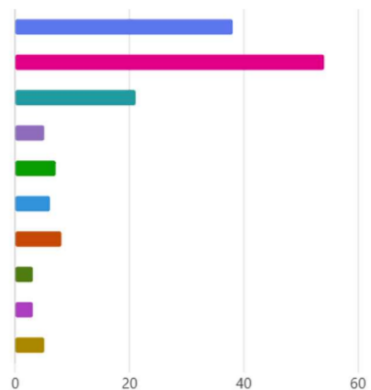
※「特にない」を選択する場合は、他の選択肢は選択しないでください。



32. 問31で選択した相手のうち、最も連携・協働したい相手を1つ選択してください。

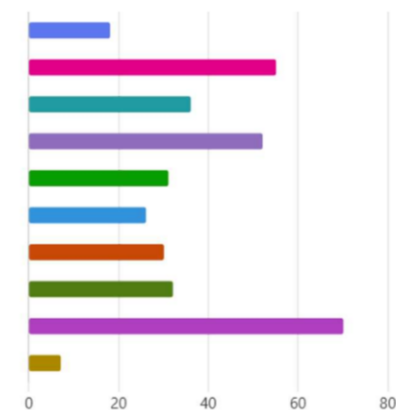


33. 問32で選択した相手と、最も希望する連携・協働の形を1つ選択してください。



34. 多様な主体との連携・協働を進める上での課題について、該当するものをすべて選択してください。

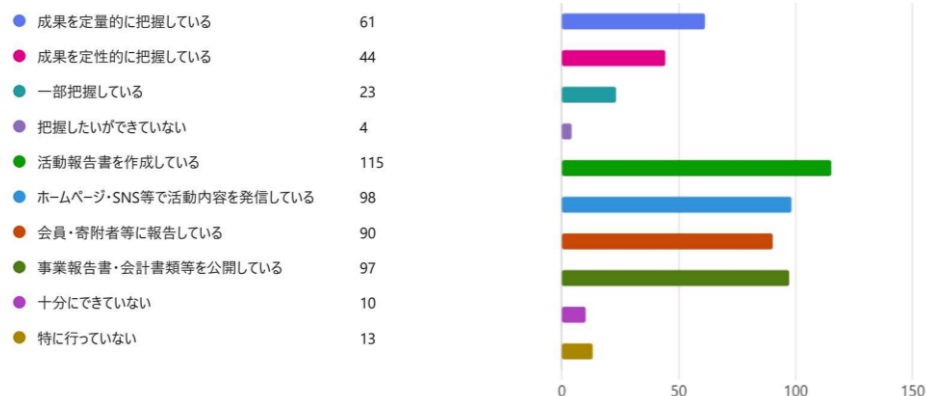
※「特に課題はない」を選択する場合は、他の選択肢は選択しないでください。



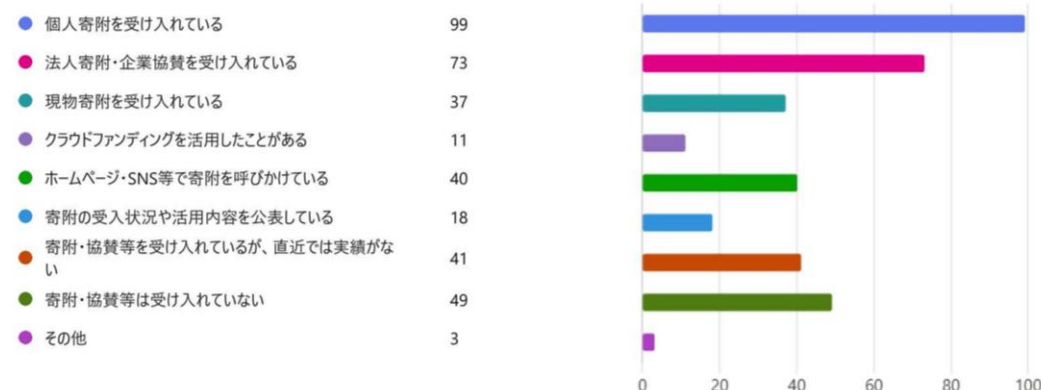
(4)理解と共感につなげる情報発信・成果の見える化

・活動報告書の作成は 60.5%、ウェブ等での活動発信は 51.6%、事業報告書・会計書類等の公開は 51.1%であった一方、成果を定量的に把握している団体は 32.1%であった。
 ・寄附の受入状況・活用内容を公表していると回答した団体は 9.5%であり、活動成果や資金使途の分かりやすい発信を通じ、理解、共感及び信頼につなげるための支援ニーズがうかがわれる。

25. 活動成果の把握や情報公開の状況について、該当するものをすべて選択してください。
 ※「特に行っていない」を選択する場合は、他の選択肢は選択しないでください。



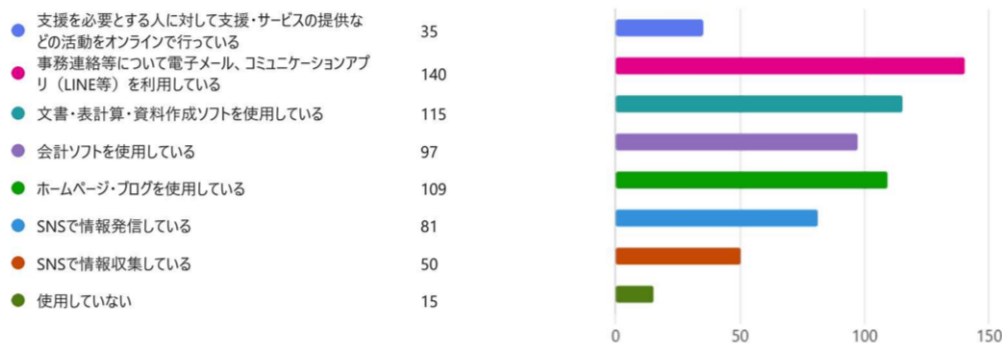
26. 寄附・協賛・クラウドファンディング等について、該当するものをすべて選択してください。
 ※「寄附・協賛等は受け入れていない」を選択する場合は、他の選択肢は選択しないでください。



(5)デジタル活用と情報格差への配慮

・メール・LINE 等は 73.7%、文書・表計算等は 60.5%、ホームページ・ブログは 57.4%の団体が利用している一方、デジタル・オンラインツールを使用していない団体も 7.9%あり、デジタル活用の促進と、利用状況に応じた情報提供手段への配慮への配慮の双方が求められる。

24. 日常的に使用しているデジタル・オンラインツールをすべて選択してください。
 ※「使用していない」を選択する場合は、他の選択肢は選択しないでください。



(6)企業等の参画と専門性を生かした協力

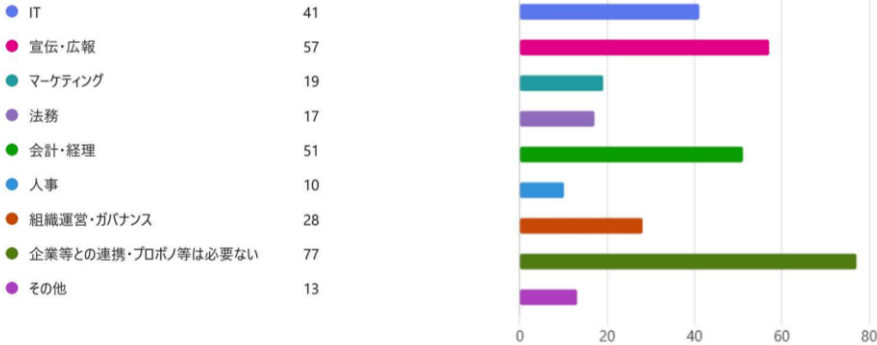
・企業等との連携は考えていない団体が 50.0%である一方、共同事業・共同活動等(35.3%)、企業等・社員による寄附(19.5%)、助成プログラム(18.4%)、施設・設備等の提供(17.9%)、プロボノ等による技術支援(13.7%)を希望する団体もある。

・プロボノ人材の活用経験や、企業等との連携・プロボノで希望する分野も踏まえると、連携を一律に前提とせず、団体ごとの意向、目的及びニーズに応じた支援の必要性が示唆される。

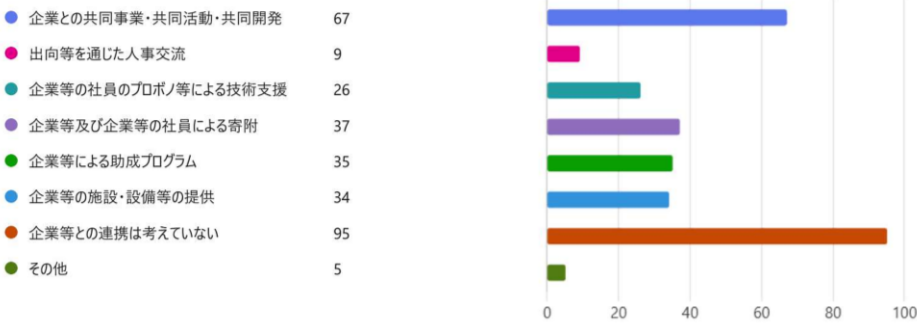
18. プロボノ人材の活用状況を1つ選択してください。
※プロボノとは、各分野の専門家が、職業上持っているスキルや知識、経験を活かして、社会的・公共的な目的のために行うボランティア活動のこと。



19. 企業等との連携やプロボノの受入れを強化したい分野について、該当するものをすべて選択してください。
※「企業等との連携・プロボノ等はいらない」を選択する場合は、他の選択肢は選択しないでください。



27. 今後、企業等との連携方法として考えることについて、該当するものをすべて選択してください。
※「企業等との連携は考えていない」を選択する場合は、他の選択肢は選択しないでください。

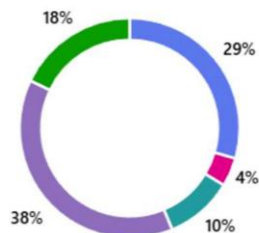


(7)災害時と平時をつなぐ連携体制

・災害支援活動の経験がある団体は 43.7%、経験はないが関心がある団体は 38.4%であった。
 ・平時から必要な体制として、情報共有の場づくり(52.6%)、役割分担・連絡体制の整理(42.6%)、団体・人材ネットワーク(35.8%)、研修・訓練(35.3%)が挙げられ、平時からの関係構築と連携・受援体制の整備に加え、情報共有及び連絡調整を円滑に行う仕組みの必要性が示唆される。

36. 災害支援活動の経験について、該当するものを1つ選択してください。

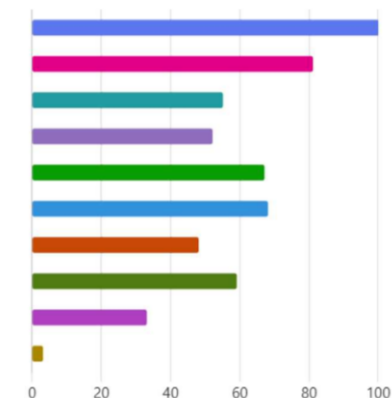
● 東日本大震災津波に係る支援活動を行った	56
● 東日本大震災津波以外の災害に係る支援活動を行った	8
● 東日本大震災津波及びそれ以外の災害の両方で支援活動を行った	19
● 災害支援活動の経験はないが、関心がある	73
● 災害支援活動の経験はなく、現時点では関心がない	34



37. 災害時に円滑に支援活動を行うため、平時から必要だと思う連携・体制整備について、該当するものをすべて選択してください。

※「特になし」を選択する場合は、他の選択肢は選択しないでください。

● 行政・社会福祉協議会・NPO等による情報共有の場づくり	100
● 災害時の役割分担や連絡体制の整理	81
● 災害ボランティアセンター等との連携体制づくり	55
● 専門性を持つ団体・人材の把握・登録	52
● 災害支援に関する研修・訓練の実施	67
● 災害時に活動できる団体・人材のネットワークづくり	68
● 物資・活動拠点・移動手段等の確保に関する調整	48
● 被災者支援、避難者支援、孤立防止等に関するノウハウ共有	59
● 特になし	33
● その他	3



留意事項

回答団体の 49.5%が盛岡市所在であり、本結果は県内の全ての NPO 等の状況を示すものではないこと。

関係機関ヒアリング結果の概要

1 ヒアリングの概要

目的 : 関係機関が把握している取組状況、実績、課題認識、県に期待する役割等を確認し、指針改定の検討に活用するために実施
 対象 : 岩手県社会福祉協議会（2 部門）、岩手大学、岩手県立大学、いわてNPO災害支援ネットワーク、いわてNPO中間支援ネットワークの6機関・部門

実施期間：令和8年6月22日から令和8年7月3日まで

※ 本資料は、各機関からのヒアリング内容を、県において要約・整理したもの。

2 ヒアリング結果の概要

機関・部門	主な取組・実績	成果・事例	現状・変化	主な課題	今後、社会貢献活動に対する必要な支援・県への期待等
岩手県社会福祉協議会(福祉経営支援部)	【主な取組】 社会福祉法人による「IWATE・あんしんサポート事業」(生活困窮者への経済的支援、就労準備支援、子どもの居場所づくり等) 【実績】 90 法人参画、相談員 337 人。令和 7 年度支援総額約 430 万円、経済的支援 143 件	・生活保護等の制度利用に至る前や決定までの間に、ライフライン、家賃、食費等を緊急支援 ・制度の狭間にある人を支え、自立相談支援や重層的支援につながる例もある。	・低額年金、身寄りのなさ、物価高騰等を背景に生活困窮相談の増加が懸念 ・社会福祉法人も人材不足や利用者減少等に直面する一方、地域公益活動の重要性は高い。	・施設の人材不足により活動できない相談員がいる、地域・法人による活動差 ・支援需要増加時の財源持続性 ・自立相談支援機関における適切なアセスメント及び他制度との役割整理 ・地域公益活動の認知不足	・社会福祉法人による地域公益活動に係る周知・理解促進 ・NPO 等との連携、活動事例の発信、取組の横展開

機関・部門	主な取組・実績	成果・事例	現状・変化	主な課題	今後、社会貢献活動に対する必要な支援・県への期待等
岩手県社会福祉協議会(ボランティア・市民活動センター)	【主な取組】 ・市町村社協の取組を全県的に支援 ・「ボランティア体験 in 岩手」、出前講座、活動保険、県ボランティア団体連絡協議会、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等 【実績】 県ボラ連は 20 市町村 24 団体が加入	・県ボラ連の情報交換を契機に、自主的な交流会を開催した団体あり。 ・移動負担を抑え、状況に近い地域同士で密な情報交換ができる事例となった。	・既存団体では高齢化、新規メンバー不足、活動縮小・解散が進行 ・若い世代等には団体へ所属せず、興味のある活動へ単発で参加したい傾向がみられる。 ・活動分野・形態も多様化	・支援側が把握する課題と活動当事者のニーズとのずれがある可能性 ・若い世代・新しい団体等の実態・ニーズの把握 ・現状分析が十分でない段階であり、優先して強化すべき支援の判断が難しい。	・若い世代や新しい団体を含む活動者の実態・ニーズを把握し、支援側の認識とのずれの確認が必要 ・その上で、スマートフォンによる情報登録・閲覧・申込み、情報発信、活動希望者と活動団体をつなぐ仕組み等を検討
岩手大学	【主な取組】 地域課題解決プログラム、公開講座・リカレント教育、NEXT STEP 工房、陸前高田イタルトコロ大学、イーハトーヴ協創コース・ラボ等 【実績】 ・令和 8 年度 NEXT STEP 工房認定 20 団体 ・地域課題解決プログラム 31 件 ・協創ラボ登録者 3,000 人超、通算利用者 2 万人超、年間約 120 回のイベント開催	・正課教育と地域実践を接続し、学生の地域活動を支援。 ・協創ラボは学生、企業、自治体、NPO 等の偶発的な出合いを継続的な関係へつなぐ場として機能している。	・ボランティアを主目的とするサークルは減少する一方、多様な学生団体が地域活動に関わる例が増加 ・地域活動への関心を持つ学生は一定数存在し、大学内の参加の入口も増えている。	・地域活動と学業の両立、卒業・就職後の継続、活動の適切性・安全性の判断、災害支援における専門性の確保 ・大学内の専門教員・コーディネーターが不足	・活動情報の集約・整理、不適切な活動のスクリーニング ・大学・学生と NPO 等をつなぐ仕組み ・災害時における広域的な情報共有及び連絡調整 ・企業の CSR・プロボノ等を通じた学生期から社会人期までの継続的な参画への接続

機関・部門	主な取組・実績	成果・事例	現状・変化	主な課題	今後、社会貢献活動に対する必要な支援・県への期待等
岩手県立大学 (研究・地域連携室)	【主な取組】 ・地域協働研究により自治体・NPO等の課題と教員の専門性をマッチング ・公開講座、自治体向け講座、学生による防災教育等 【実績】 ・令和 7 年度地域協働研究 41 件 ・学生団体 FROM は令和 8 年度 36 人所属	・自治体・地域団体・NPO 等と大学が協働して課題解決に取り組む仕組みが形成 ・学生による防災教育に係る取組として展開	・自治体との連携が中心だが、NPO 等からの相談も増加傾向 ・日常的な関係や訪問を通じて地域課題を把握している。	・相談内容の課題整理、適切な教員とのマッチング、少人数のコーディネーターへの業務集中、分野・テーマの偏り、教員・研究情報の外部発信 ・NPO 側にも人材・資金不足がある。	・県や支援機関による初期相談の整理と適切な相談窓口・支援先への案内 ・教員・研究資源とのマッチング、自治体・NPO・企業・大学の役割分担
いわて NPO 災害支援ネットワーク(INDS)	【主な取組】 ・平時のネットワーク形成、研修・訓練、情報発信、人材育成 ・発災時のニーズ把握、支援団体とのマッチング、情報集約、県内外の専門団体との調整、中長期支援への移行支援 【実績】 ・複数回研修等を開催 ・広域で活動する約 20 団体に災害時の支援・連携可能性をヒアリング	・大船渡市林野火災では、県、県社協、全国支援団体等との県域調整を担当 ・情報共有会議には 200～300 人程度が参加し、県域と市町村域の役割分担を示す事例となった。	・県内 NPO において、中心人材の高齢化、人材・財源の縮小が進行。 ・地域コミュニティの共助機能も、高齢化や現役世代の多忙化等により弱まっている。	・知見・ネットワークの個人依存と次世代への継承、ネットワークの再構築 ・コーディネーターの確保 ・人件費・交通費等の運営基盤	・平時からの県域ネットワークの形成 ・市町村における共助・社会貢献活動の推進体制や中間支援機能の地域差への対応 ・中間支援組織への継続支援 ・平時からの情報共有の場の公式な位置付け ・災害中間支援機能の制度的位置付けと、知見の継承・人材育成

機関・部門	主な取組・実績	成果・事例	現状・変化	主な課題	今後、社会貢献活動に対する必要な支援・県への期待等
いわて NPO 中間支援ネットワーク	【主な取組】 県内各地で NPO 団体の設立、運営、解散、資金確保、連携等を支援 【実績】 ・NPO 向け組織マネジメント講座、ソーシャルビジネスセミナー開催等 ・そのほか構成団体が各地で事業を実施	・地域に近い中間支援組織が、団体の状況に応じた相談・研修を行い、市民活動の基盤を支援 ・県域ネットワークにより支援ノウハウや情報を共有	・人口減少により団体のマンパワーが不足 ・長期的な組織参加より、関心のある活動への軽い関わりを望む人が増加 ・解散や資金確保に関する相談が多い。	・後継者・財源不足、デジタル活用・情報発信の格差 ・活動希望者と活動団体、活動団体と支援機関・連携先をつなぐ機能の不足	・相談・伴走支援、活動希望者と活動団体をつなぐ仕組み、関係主体間のコーディネート ・中間支援人材の育成と、中間支援組織の安定的な運営基盤の強化 ・協働推進研修、庁内横断的な体制、行政と NPO の対等な協議・役割分担

第 42 回岩手県社会貢献活動支援審議会 意見要旨及び対応方向

テーマ	意見要旨	対応方向
1 社会貢献活動の定義・対象範囲と活動を支える取組	① 条例第2条の社会貢献活動の定義(「対価を得ない」等)について、今日の多様な活動実態を踏まえ、見直す必要がある。 ② 実費弁償、謝礼、有償で活動を支える職員・専門人材等を含め、活動の有償性や資金面の支援の在り方を整理する必要がある。 ③ 現行指針の「活動の利益を受ける者」「直接的に支援するものではなく」等の表現を見直す必要がある。	① 条例第2条の定義は維持し、寄付その他の金品の援助等についても、その目的や用途等に応じ、同条の要件を満たす場合は社会貢献活動として捉えます。公益性の高い行事における参加料・入場料の徴収等の有償事業、職員の雇用等の組織運営、企業等との連携、専門人材の活用、デジタル技術の活用等については、個々の行為が必ずしも条例第2条の社会貢献活動に該当するものではありませんが、活動を継続的かつ円滑に展開するために重要であることから、社会貢献活動を支える環境整備・基盤整備として指針に位置付けます。 ② 活動に要する実費弁償や社会通念上謝礼の範囲にとどまる金銭等は、活動の対価に当たらず、他の要件も満たす場合は、社会貢献活動として捉えます。 ③ 活動者・活動団体の自主性等を尊重した側面的支援を基本とし、改定指針において、必要な表現を見直します。

条例第2条と第8条の関係

条例第2条：社会貢献活動

- ・自発的に、かつ、対価を得ないで、役務の提供等を行うことにより直接に社会に貢献する活動等
- ・交通費、材料費その他の実費弁償や、社会通念上の謝礼の範囲にとどまる金銭等は含み得る
- ・寄付その他の金品の提供等は、条例第2条の要件を満たす場合は含み得る

条例第8条：支援指針で整理する範囲

- 社会貢献活動を支える
 - ・有償事業・組織運営
 - ・企業等との連携
 - ・専門人材の活用
 - ・デジタル技術の活用 等

活動を継続的・円滑に展開するための
環境整備・基盤整備 (※)

※ 個々の行為を第2条の社会貢献活動そのものとしてではなく、第8条に基づく支援施策として整理

社会貢献活動の支援に関する条例（平成10年条例第20号）（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において「社会貢献活動」とは、次に掲げる活動をいう。

- (1) 個人又は法人その他の団体（以下「個人等」という。）が自発的に、かつ、対価を得ないで、役務の提供等を行うことにより直接に社会に貢献する活動であって、次に掲げるもの以外のもの（以下ア～エ略）
- (2) 前号に掲げる活動を行う個人等に対し、当該活動に関して他の個人等が自発的に、かつ、対価を得ないで、役務の提供等を行うことにより社会に貢献する活動であって、同号アからエまでに掲げるもの以外のもの

（支援指針）

第8条 知事は、社会貢献活動の支援に関する指針（以下「支援指針」という。）を定めなければならない。

2 支援指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 社会貢献活動の支援に関する施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、社会貢献活動の支援に関する施策を総合的に推進するために必要な事項（以下略）

テーマ	意見要旨	対応方向
2 多様な主体と地縁活動・志縁活動	① NPO法人に限らず、一般社団法人、任意団体、企業、大学、社会福祉法人等の多様な主体を位置付ける必要がある。 ② 町内会、自治会等の地域活動について、地縁活動と志縁活動の連携・融合を踏まえて整理する必要がある。	① NPO、企業、大学、社会福祉法人等には、それぞれが有する人材、専門性、情報、施設、資金等の強みを生かして社会貢献活動に参画するとともに、地域課題や活動目的を共有し、相互に連携・協働することを期待します。 ② 町内会、自治会等についても、団体の種類のみで判断せず、個々の活動が条例上の定義に該当するかにより取り扱うとともに、多様な主体の連携・協働を促進します。
3 企業・現役世代・プロボノ等の参画	① 企業等を重要な主体として明示し、従業員の参加、プロボノ、兼業・副業、専門性を生かした協力、寄付等の多様な関わりを位置付ける必要がある。 ② 若者、女性、現役世代の視点を施策に反映する必要がある。	① 企業等による従業員の参加、プロボノ、専門性を生かした協力、寄付・協賛等の多様な参画を促進します。 ② 若者、学生、現役世代等が、仕事、学業、子育て、介護等の生活状況や経験及び能力に応じて参加できる機会を充実します。
4 指標・評価と現状分析	① 参加割合等の低下を一律に否定的に捉えず、就業継続、ライフスタイルの変化、参加形態の多様化を踏まえて指標や評価方法を検討する必要がある。 ② 現在の状況だけでなく、今後の社会環境の変化も見据えて分析する必要がある。	① 単一の指標だけで活動全体を評価せず、県民の参加状況、団体の活動実態等について、必要な調査及び研究を行い、施策の改善に活用します。 ② 人口減少、働き方・ライフスタイルの変化、デジタル化等を踏まえて現状と課題を分析します。
5 支援拠点・相談体制	① 支援拠点について、特定の場所ではなく、各機関が担う機能と役割分担を明確にする必要がある。 ② オンラインに限らず、地域で気軽に相談できる体制を整える必要がある。	① 県NPO活動交流センター、市民活動センター、社会福祉協議会、ボランティアセンター、中間支援組織等が、それぞれの専門性や地域性を生かして、活動者及び活動団体を支援するものとして整理します。 ② オンラインによる相談に限らず、身近な地域で相談できるよう、上記機関・組織等が、それぞれの専門性や地域性を生かして相談に応じ、関連情報を提供するとともに、必要に応じて適切な相談窓口や支援先につなぎます。

テーマ	意見要旨	対応方向
6 若者・学生の参加とマッチング	① 若者や学生が地域活動に参加しやすいよう、学校・大学と地域・団体をつなぐマッチング、参加機会及び参加後の支援を充実する必要がある。 ② 時間的制約や移動経費等にも配慮する必要がある。	① 学校、大学、社会教育施設等における学習・体験の機会を提供するとともに、活動希望者が自分に合った活動や相談窓口を見つけられるよう、活動情報等を分かりやすく提供します。 ② 時間的制約に配慮し、短時間、単発、休日・夜間、オンライン等、それぞれの生活状況に応じて参加できる機会を充実します。移動経費等については、今後の具体的な施策を検討する際の参考とします。
7 子どもの学び・ボランティア教育	① 子どもの頃から社会貢献活動に触れ、地域の一員として参加できる学習・体験機会を充実する必要がある。 ② 保護者や地域も巻き込み、将来の担い手につなげる視点が必要である。 ③ 活動実績が受験等で評価される仕組みを検討してはどうか。	① 学校、大学、社会教育施設等における学習・体験の機会を提供し、初めて参加する人が安心して活動できる受入環境を整えます。 ② 学校、地域及び活動団体等との連携による学習・体験の機会を通じ、子どもや若者が地域の一員として社会貢献活動に関わるきっかけを充実します。 ③ 受験等における活動実績の評価については、入学者選抜等に関する制度上の事項であることから、本指針には位置付けず、御意見として関係部局と共有します。
8 社会福祉法人等との連携	① 社会福祉法人や介護事業所等を、活動の実施主体であるとともに、地域住民の参加を促す主体として位置付ける必要がある。 ② 社会福祉協議会、ボランティアセンター、NPO、行政等との連携を促進する必要がある。	① 社会福祉法人等には、それぞれが有する人材、専門性、情報、施設、資金等の強みを生かして社会貢献活動に参画することを期待します。 ② 団体相互の交流や、NPO、行政、社会福祉協議会、企業、大学等による意見交換の機会を設け、関係主体の相互理解と連携・協働を促進します。
9 担い手不足と地域の受入基盤	① 人口減少や高齢化により、団体の役員、職員、後継者、コーディネーター等が不足し、特定の人に役割が集中している。 ② 世代や生活状況に応じた参加機会、人材育成、世代交代及び事業承継への支援が必要である。	① 若者、学生、現役世代、高齢者等が経験や能力を生かして参加しやすい環境を整えるとともに、団体の担い手の確保を支援します。 ② 活動者、団体役員・職員、コーディネーター、中間支援人材等の育成に向け、研修・講座等の機会を提供するとともに、活動団体に対し、専門性や経験を有する人材の活用に関する情報を提供します。

テーマ	意見要旨	対応方向
10 災害時の平時連携・中長期支援	① 災害時に円滑に連携できるよう、行政、社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人等が平時から関係を構築し、役割分担や情報共有を進める必要がある。 ② 発災直後だけでなく、生活再建、見守り、孤立防止等の中長期支援を位置付ける必要がある。 ③ 東日本大震災津波後に形成された支援体制や知見を維持・継承する必要がある。	① 行政、社会福祉協議会、NPO、災害支援団体、企業、大学、専門職団体等が、平時から役割分担、受援体制及び受入窓口を確認し、関係を構築します。 ② 発災直後の対応に加え、生活再建、孤立防止、見守り、心身のケア、コミュニティ再生等の中長期的な支援を見据え、関係機関・団体と関係分野の専門機関との連携・調整が図られるよう支援します。 ③ 東日本大震災津波等の経験、課題及び教訓を共有するとともに、関係機関・団体と連携し、災害時の支援調整を担う人材の育成や中間支援機能の充実につなげます。

社会貢献活動の支援に関する指針の改定に当たっての4つの視点

資料6-1

資料2で整理した課題を踏まえ、次の4つの視点で改定



1 関心を実際の参加につなげる

活動への関心が実際の参加に十分結び付いていないことを踏まえ、短時間、単発、休日・夜間、オンライン等の多様な参加機会を充実するとともに、情報提供、学習・体験、相談を充実させる。



2 活動基盤を強化し、多様な主体の連携・協働を広げる

担い手の高齢化や後継者不足、資金、広報、会計・労務、デジタル活用等の課題に対応するため、人材育成、相談支援、資金調達及び運営基盤強化に関する支援を充実させる。また、NPO、行政、社会福祉協議会、企業、大学等の相互理解を深め、交流、連携及び協働に関する支援や、関係主体間のマッチングを充実させる。



3 理解と共感を参加や支援につなげる

活動事例、成果、資金の使途等を分かりやすく発信し、社会貢献活動への理解と共感を広げ、活動への参加、寄付、協力等につなげる。



4 平時と災害時をつなぐ連携・支援体制を整える

東日本大震災津波等の経験と知見を継承し、災害時の役割分担、情報共有、受入窓口及び連絡調整を円滑に行うため、平時から関係を構築し、中長期的な被災者支援も見据えた連携・受援体制を整備する。

改定骨子案の「活動環境整備の方向」に反映

1 参加のきっかけと機会を広げる環境づくり

2 活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり

3 理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり

4 災害時に備えた連携・支援体制づくり

全体構成比較表

現行指針	改定指針（骨子案）
序 1 社会貢献活動の支援に関する指針策定の背景と趣旨 (1) 背景 (2) 策定の趣旨 2 指針の性格 （県の支援施策の基本を示し、市町村には指針の活用と支援の推進、事業者等には活動への理解・配慮を期待） 3 社会貢献活動のとらえ方 （社会貢献活動の定義と有償ボランティア等の取扱いを整理） (1) ボランティア活動、NPO活動及び条例上の社会貢献活動の考え方 (2) 有償ボランティアの取扱い (3) 行政委嘱型ボランティアの取扱い 第1 社会貢献活動の現状と課題 1 活動の現状 （平成10年度当時の団体数・活動者数や活動事例等を記載） 2 活動支援の現状	序 指針改定の背景等 1 社会貢献活動の支援に関する指針改定の背景と趣旨 (1) 改定の背景 (2) 改定の趣旨 2 指針の性格 【拡充】 県の支援施策の基本を示し、市町村には指針の活用と支援の推進、関係機関・団体には連携・協働を期待 3 社会貢献活動のとらえ方 【拡充】 活動の定義に加え、資金・組織・人材・デジタル等の基盤整備の位置付けを整理 (1) 条例上の社会貢献活動の定義 (2) 実費弁償、謝礼的な金銭等の取扱い (3) 社会貢献活動を支える環境整備・基盤整備の位置付け 4 指針の推進期間 第1 社会貢献活動の現状と課題 1 社会貢献活動を取り巻く社会環境の変化 (1) 人口減少・少子高齢化 (2) 働き方やライフスタイルの変化 (3) デジタル化の進展 (4) 東日本大震災津波等の経験と災害への備え (5) 活動への理解、共感及び信頼の重要性 2 社会貢献活動の広がりと担い手 (1) 活動分野の広がり和社会的役割 (2) 県民による活動 (3) 企業、大学、社会福祉法人等の活動 (4) NPOによる災害支援活動、災害支援団体等の活動 3 活動支援の現状

現行指針	改定指針（骨子案）
(1) 広報・啓発 (2) 講座・研修の開催 (3) 支援機能の充実等 (4) 情報提供等 (5) 交流及び連携への支援 (6) 人材の養成 (7) 損害補償制度の利用の啓発 (8) 特定非営利活動法人への支援 3 県民意識 (平成9年度調査に基づく県民意識を記載) 4 課題 (1) 活動に参加するきっかけや機会となる広報・広聴や学習の場が必要 (2) 活動に関する相談や人材養成、活動団体の交流など、総合的に支援する機能が必要 (3) ボランティア活動やNPO活動に関する情報を容易に得ることができる体制が必要 (4) 活動グループ相互や関係機関・団体との連携が必要 (5) 活動に関する打合せや作業等のための活動の場が必要 (6) 災害時におけるボランティア活動への支援体制の整備が必要 第2 社会貢献活動の基本的な支援の方向 1 基本的な支援の方針 2 活動環境の整備の方向 (1) 参加しやすい環境づくり (2) 活動しやすく、その輪が広がるような環境づくり (3) 社会に根づいていくような環境づくり (災害時対応は第3の4に記載あり)	(1) 広報・啓発及び情報提供 (2) 講座・研修及び人材育成 (3) 支援拠点及び中間支援機能 (4) 相談支援 (5) 交流、連携及び協働への支援 (6) 活動場所の提供 (7) 資金調達及び運営基盤強化に関する支援 (8) 災害時のボランティア活動に関する支援 4 県民及び活動団体の意識・実態 (1) 県民の意識・実態 (2) 活動団体の意識・実態 5 課題 (1) 活動への参加のきっかけや機会の充実 (2) 担い手の確保 (3) 活動団体の運営基盤の強化 (4) 行政とNPO等との連携・協働の推進 (5) 活動への理解及び共感の促進 (6) 災害時と平時をつなぐ連携体制の整備 第2 社会貢献活動の基本的な支援の方向 1 基本的な支援の方針 2 活動環境の整備の方向 (1) 参加のきっかけと機会を広げる環境づくり (2) 活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり (3) 理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり (4) 災害時に備えた連携・支援体制づくり

現行指針	改定指針（骨子案）
第3 社会貢献活動の支援施策の展開方向 1 参加しやすい環境づくり （情報提供・ニーズ把握・学習機会により、参加のきっかけづくりを支援） （1） 情報の提供・紹介、ニーズの把握 （2） 学習する機会の提供 2 活動しやすく、その輪が広がるような環境づくり （支援拠点、情報、交流・連携、活動場所、人材養成を中心に支援） （1） 支援の拠点となる機能の整備 （2） 情報ネットワークの構築 （3） 交流及び連携への支援 （4） 集会等の活動場所の提供 （5） 人材の養成 3 社会に根づいていくような環境づくり （事例紹介、休暇制度、調査・研究、損害補償制度の普及により社会への定着を促進） （1） 社会的理解の促進 （2） ボランティア休暇制度の普及啓発 （3） 活動に関する調査・研究 （4） 損害補償制度の利用の啓発 4 災害時のボランティア活動への対応 （災害発生時の受入体制、活動者登録、研修、情報提供を中心に整理） （1） 体制の整備 （2） 活動者の登録	第3 社会貢献活動の支援施策の展開方向 1 参加のきっかけと機会を広げる環境づくり 【拡充】 生活環境、経験・能力に応じた多様な参加機会を充実 （1） 情報の提供・紹介及びニーズの把握 （2） 学習及び活動体験の機会の提供 （3） 多様な参加機会の充実 2 活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり 【拡充】 既存施策のほか、相談、デジタル活用、資金調達、運営基盤強化に関する支援を充実 （1） 支援拠点及び中間支援機能の充実 （2） 相談及びコーディネート機能の充実 （3） 情報共有及びデジタル活用に関する支援 （4） 交流、連携及び協働に関する支援 （5） 活動場所の確保 （6） 人材育成及び人材活用に関する支援 （7） 資金調達及び運営基盤強化に関する支援 3 理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり 【拡充】 理解促進に加え、成果発信で共感を広げ、企業等の参画や寄付につなげる。 （1） 社会的理解及び共感の促進 （2） 企業、社会福祉法人等の参画促進 （3） 寄付の普及啓発 （4） 損害補償制度の周知 4 災害時に備えた連携・支援体制づくり 【拡充】 発災後の受入れ中心から、平時の連携・受援、人材育成、中長期支援まで拡充 （1） 平時からの連携・受援体制の整備 （2） 災害ボランティアセンター等の運営支援 （3） 知見の継承及び人材育成

現行指針	改定指針（骨子案）
<u>(3) 研修等</u> <u>(4) 情報の提供</u> 第4 社会貢献活動支援の重点施策 （支援拠点機能とボランティア情報システムを重点施策に位置付け） <u>1 支援拠点機能の整備</u> <u>(1) 基本的な考え方</u> <u>(2) 中核拠点機能と広域拠点機能</u> <u>(3) 支援拠点の機能</u> <u>2 ボランティア情報システムの整備</u> <u>(1) 整備の考え方</u> <u>(2) 整備する機能</u> 第5 社会貢献活動支援のための連携の強化 （県域・広域・市町村域ごとの支援ネットワーク整備を位置付け） <u>1 県域及び地方振興局の区域における支援ネットワーク体制の整備</u> <u>2 市町村の区域における支援ネットワーク体制の整備の促進</u>	<u>(4) 中長期的な被災者支援</u> <u>(5) 情報共有及び連絡調整の円滑化</u> 【整理】 第3 支援施策の展開方向に統合整理 【移行先】 第3の2(1) 支援拠点・中間支援機能の充実、(2) 相談及びコーディネート機能の充実 【移行先】 第3の1(1) 情報の提供等、2(3) 情報共有・デジタル活用、4(5) 情報共有・連絡調整円滑化 第4 社会貢献活動支援の推進体制 【整理】 多様な主体による役割分担と連携・協働を明確にするため、県・市町村及び関係機関・団体等の役割を示す推進体制へ整理 <u>1 県の役割</u> <u>2 市町村の役割</u> <u>3 関係機関・団体等に期待される役割</u>
備考 改定部分は、下線の部分である。	

目 次

序 指針改定の背景等 (P2)

- 1 社会貢献活動の支援に関する指針改定の背景と趣旨
- 2 指針の性格
- 3 社会貢献活動のとらえ方
- 4 指針の推進期間

第 1 社会貢献活動の現状と課題 (P3)

- 1 社会貢献活動を取り巻く社会環境の変化
- 2 社会貢献活動の広がりや担い手
- 3 活動支援の現状
- 4 県民及び活動団体の意識・実態
- 5 課題

第 2 社会貢献活動の基本的な支援の方向 (P6)

- 1 基本的な支援の方針
- 2 活動環境の整備の方向

第 3 社会貢献活動の支援施策の展開方向 (P6)

- 1 参加のきっかけと機会を広げる環境づくり
 - (1) 情報の提供・紹介及びニーズの把握
 - (2) 学習及び活動体験の機会の提供
 - (3) 多様な参加機会の充実
- 2 活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり
 - (1) 支援拠点及び中間支援機能の充実
 - (2) 相談及びコーディネート機能の充実
 - (3) 情報共有及びデジタル活用に関する支援
 - (4) 交流、連携及び協働に関する支援
 - (5) 活動場所の確保
 - (6) 人材育成及び人材活用に関する支援
 - (7) 資金調達及び運営基盤強化に関する支援
- 3 理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり
 - (1) 社会的理解及び共感の促進
 - (2) 企業、社会福祉法人等の参画促進
 - (3) 寄付の普及啓発
 - (4) 損害補償制度の周知
- 4 災害時に備えた連携・支援体制づくり
 - (1) 平時からの連携・受援体制の整備
 - (2) 災害ボランティアセンター等の運営支援
 - (3) 知見の継承及び人材育成
 - (4) 中長期的な被災者支援
 - (5) 情報共有及び連絡調整の円滑化

第 4 社会貢献活動支援の推進体制 (P8)

- 1 県の役割
- 2 市町村の役割
- 3 関係機関・団体等に期待される役割

序 指針改定の背景等

1 社会貢献活動の支援に関する指針改定の背景と趣旨

(1) 改定の背景

県においては、ボランティア活動やNPO活動を側面的に支援するため、「社会貢献活動の支援に関する条例（平成10年岩手県条例第20号。以下「条例」という。）」を制定し、平成11年に同条例に基づき本指針を策定した。

本指針の策定以降、本県の社会貢献活動は、NPO法人制度の定着や活動分野の広がり、東日本大震災津波を契機とした活動の活発化などにより、地域社会を支える基盤として重要な役割を果たしてきた。

また、社会貢献活動は、地域課題の解決に加え、地域とのつながりや自己実現を通じ、県民の幸福やウェルビーイングを高める上でも重要である。

一方、人口減少・少子高齢化、担い手不足、コロナ禍を経た働き方やライフスタイルの変化、デジタル技術の進展など、活動を取り巻く環境は大きく変化している。また、災害時の支援活動を通じ、行政、社会福祉協議会、NPO等が平時から連携する重要性も高まっている。

(2) 改定の趣旨

本指針は、条例に基づき、中・長期的な展望に立って、社会貢献活動の支援に関する施策推進の基本的な方向を定め、その活動環境を計画的に整備するためのものである。

人口減少の進行など、社会貢献活動を取り巻く環境が変化する中、持続可能な地域社会を形成するためには、多様な主体がそれぞれの強みを生かして参画し、連携・協働することが一層重要である。

一方、コロナ禍を経て活動への参加割合が低調となっていることや、活動への関心が参加に十分結び付いていないこと、活動団体の人材確保や収入源の多様化等が課題となっている。

このため、デジタル技術や専門性を生かした多様な関わり方等も活用し、参加機会の充実、人材育成、相談支援、資金調達、連携・協働、災害時と平時をつなぐ支援体制の整備等を進め、社会貢献活動が将来にわたり持続的に展開・循環する環境づくりを推進するため、指針を改定する。

2 指針の性格

- (1) 本指針は、県民の自主的、自発的なボランティア活動やNPO活動が、多様な主体の連携・協働の下で持続的に展開されるよう、県が支援施策を総合的、計画的に推進するための基本となるものである。
- (2) 本指針は、市町村において、それぞれの地域の実情に応じた社会貢献活動の支援施策を立案し、及び推進するとともに、県との連携及び協力の下で支援を進めるための指針として活用されるものである。
- (3) 本指針は、社会福祉協議会、ボランティアセンター、中間支援組織、NPO、企業、大学、社会福祉法人等に対しては、社会貢献活動への理解を深めるとともに、それぞれが有する人材、専門性、情報、施設、資金等を生かして、連携・協働することを期待するものである。

3 社会貢献活動のとらえ方

(1) 条例上の社会貢献活動の定義

条例第2条の定義に基づき、個人又は法人その他の団体が自発的に、かつ、対価を得ないで、役務の提供等を行うことにより直接に社会に貢献する活動（社会貢献活動者等を支援する活動を含む。）であって、宗教活動、政治活動、選挙活動、その他公共の利益を害する行為をするおそ

れのあるものの活動以外のものとして捉える。団体の種類や法人格のみで判断せず、個々の活動の目的及び内容に即して取り扱う。

(2) 実費弁償、謝礼的な金銭等の取扱い

活動に要する実費弁償や社会通念上謝礼の範囲にとどまる金銭等を受ける活動（いわゆる「有償ボランティア」）については、それが活動に対する正当な見合いとしての対価に当たらず、他の要件も満たす場合は、条例上の社会貢献活動として捉える。

(3) 社会貢献活動を支える環境整備・基盤整備の位置付け

公益性の高い行事における参加料・入場料の徴収等の有償事業、職員の雇用等の組織運営、企業等との連携、専門人材の活用、デジタル技術の活用等は、個々の行為が必ずしも条例第2条の社会貢献活動に該当するものではないが、活動を継続的かつ円滑に展開するために重要である。このため、条例第8条に基づく本指針において、資金調達、人材の確保・育成、組織運営、情報発信、デジタル活用、連携・協働等の環境整備・基盤整備を支援施策として位置付ける。

なお、寄付その他の金品の援助等は、その目的や用途等に応じ、条例第2条の要件を満たす場合は、社会貢献活動として捉える。

4 指針の推進期間

推進期間は令和9年度から令和18年度までの10年間とし、社会環境、活動実態及び施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直す。

第1 社会貢献活動の現状と課題

1 社会貢献活動を取り巻く社会環境の変化

(1) 人口減少・少子高齢化

活動を担う人材と地域課題に対応する主体が減少する中、若者、現役世代、高齢者、企業、大学、社会福祉法人等が、それぞれの強みや経験を生かして関与することが重要となっている。

(2) 働き方やライフスタイルの変化

コロナ禍を経て働き方やライフスタイルが変化し、複業・兼業、プロボノ等の関わり方が広がる一方、仕事、子育て、介護等により継続的な活動時間を確保しにくい人もいる。

(3) デジタル化の進展

情報発信、オンライン相談、マッチング、会議運営、寄付・資金調達等でデジタル活用が広がる一方、団体の規模や構成員の年齢等による活用格差がある。

(4) 東日本大震災津波等の経験と災害への備え

震災の復旧・復興過程で、被災者支援、生活再建、見守り、コミュニティ支援等の知見とネットワークが蓄積され、行政、社会福祉協議会、NPO等による平時からの連携の重要性が認識されている。

(5) 活動への理解、共感及び信頼の重要性

活動団体が県民、寄付者、企業、行政、地域住民等から継続的な参加、寄付、協力等を得るため、活動内容や成果を分かりやすく発信し、理解、共感及び信頼を得ることが重要となっている。

2 社会貢献活動の広がりと担い手

(1) 活動分野の広がりと社会的役割

NPO法人、ボランティア団体、個人等による社会貢献活動は、福祉、子育て、環境、まちづくり、文化、スポーツ、災害支援等の幅広い分野で行われ、地域課題の解決や地域社会の維持に

重要な役割を果たしている。また、活動者にとって、地域とのつながりや社会参加、自己実現の機会となっている。

(2) 県民による活動

県民が、ボランティア活動への参加、知識・技能の提供、寄付等の様々な形で社会貢献活動に関わっている。

(3) 企業、大学、社会福祉法人等の活動

企業による地域貢献、大学による地域連携や学生参加、社会福祉法人による地域公益活動等が行われている。

(4) NPOによる災害支援活動、災害支援団体等の活動

震災後に形成された支援ネットワークと、生活再建、孤立防止、見守り、コミュニティ支援等の経験が、災害対応や平時の支援に生かされている。

3 活動支援の現状

県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織等により、次のような支援が行われている。

(1) 広報・啓発及び情報提供

ウェブサイト、SNS、情報誌、講演会、交流会等により、活動事例、参加者募集、助成制度、研修等の情報提供が行われているほか、活動団体の活動内容や成果の発信を支援する取組が行われている。

(2) 講座・研修及び人材育成

ボランティア活動に関心のある人やNPO法人・ボランティア団体等に対し、活動に必要な基礎的知識や団体運営等に関する講座・研修、活動体験の機会の提供、相談対応等が行われている。

(3) 支援拠点及び中間支援機能

県NPO活動交流センター、市民活動センター、社会福祉協議会、ボランティアセンター、中間支援組織等が、それぞれの専門性や地域性を生かして活動を支援している。

(4) 相談支援

活動への参加、団体の設立・運営、会計、労務、法務、広報、資金調達、連携・協働等に関する相談対応や、専門機関、連携先等の紹介が行われている。

(5) 交流、連携及び協働に関する支援

団体相互の交流や、NPOと行政等との意見交換、活動団体と関係機関等とのマッチングに向けた取組が行われている。

(6) 活動場所の提供

会議、交流、作業、情報収集等に利用できる場所や設備が、県、市町村、社会福祉協議会等により提供されている。

(7) 資金調達及び運営基盤強化に関する支援

補助・助成制度、寄付、会費、クラウドファンディング、認定NPO法人制度等に関する情報提供や相談が行われている。また、会計、労務、情報公開、ガバナンス、コンプライアンス等の団体運営に関する研修や相談が行われている。

(8) 災害時のボランティア活動に関する支援

災害ボランティアセンターの設置・運営研修、行政、社会福祉協議会、NPO等のネットワークづくり、情報共有等が行われている。

4 県民及び活動団体の意識・実態

(1) 県民の意識・実態

ア ボランティア活動への関心と参加状況

ボランティア活動への興味・関心を持つ人が一定程度いる一方、コロナ禍を経て実際の参加割合は低調となっている。

イ 活動に参加していない理由

仕事、学校、子育て、介護等の時間的制約、一人では参加しにくいこと、関心に合う活動が見つからないことなどが挙げられている。

ウ 希望する支援

知識・技術を得る研修、必要経費への支援、活動機会や団体に関する情報、相談窓口の整備等が挙げられている。

エ 情報を得る手段

活動に関する情報は、行政広報、職場・所属団体への案内、SNS、インターネット等から得られている。

(2) 活動団体の意識・実態

ア 担い手・後継者の状況

中心的な役員・スタッフの高齢化、後継者不足、若者・学生及び現役世代の参加不足がみられる。

イ 連携・協働に関する意向

市町村、県、企業、他団体、社会福祉協議会、大学等との連携意向がみられる一方、接点、情報、仲介役の不足が挙げられている。

ウ 希望する支援

資金確保、活動場所、広報・情報発信、個別相談等が挙げられている。

エ 災害支援活動への関心等

災害支援への関心を示す団体が一定程度あり、必要な体制として、行政、社会福祉協議会、NPO等による情報共有の場づくり、役割分担等の整理、団体・人材のネットワークづくり等が挙げられている。

5 課題

(1) 活動への参加のきっかけや機会の充実

活動の意義や情報を分かりやすく伝え、相談や体験などを充実し、関心を実際の参加につなげる必要がある。

(2) 担い手の確保

若者、学生、現役世代、高齢者等が経験や能力を生かして参加しやすい環境を整えるとともに、団体の担い手の確保を支援する必要がある。

(3) 活動団体の運営基盤の強化

資金、会計、労務、法務、広報、デジタル活用、事業計画、ガバナンス等の運営基盤を強化する必要がある。

(4) 行政とNPO等との連携・協働の推進

福祉、子育て、防災、地域づくり等の各分野において、行政とNPO、社会福祉協議会、中間支援組織等が相互の特性や専門性を理解し、適切な役割分担の下で連携・協働を進める必要がある。

(5) 活動への理解及び共感の促進

活動内容、成果、資金の使途等を分かりやすく発信し、社会貢献活動への理解と共感を広げる必要がある。

(6) 災害時と平時をつなぐ連携体制の整備

災害発生時の役割分担、情報共有、受入窓口、支援ニーズの調整等を円滑に行うため、平時から関係を構築し、生活再建、孤立防止、見守り等の中長期支援も見据えた連携体制を整備する必要がある。

第2 社会貢献活動の基本的な支援の方向

1 基本的な支援の方針

社会貢献活動の支援は、活動者及び活動団体の自主性の尊重、県と活動者及び活動団体との対等な関係の下での協働・協調、活動の利益を受ける者の意思及び人格の尊重を基本原則として、県民のだれもが社会貢献活動をしたいときにできるように、また、より活動しやすくなるよう、活動環境を整備することを基本とする。

また、多様な主体の連携・協働により、社会貢献活動が持続的に展開され、参加や支援が循環する環境づくりを進める。

2 活動環境の整備の方向

(1) 参加のきっかけと機会を広げる環境づくり

活動の意義や事例を広く紹介し、地域とのつながりや自己実現にもつながる多様な参加機会、情報提供、相談、学習・体験等を充実する。

(2) 活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり

支援拠点及び中間支援機能、相談・コーディネート機能、情報共有及びデジタル活用、交流・連携、活動場所、人材育成、資金調達及び運営基盤の強化を進める。

(3) 理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり

活動内容や成果の発信等により社会的理解と共感を広げ、企業、社会福祉法人等の参画、寄付等の普及を通じて、活動を支える人材、資金、情報等が循環する環境を整備する。

(4) 災害時に備えた連携・支援体制づくり

東日本大震災津波等の経験、課題及び教訓を継承し、災害時に多様な主体による支援が円滑に行われるよう、平時からの連携・受援体制、知見の継承及び人材育成、情報共有及び連絡調整等が行われる環境を整備する。

第3 社会貢献活動の支援施策の展開方向

社会環境、活動実態及び県民・活動団体等のニーズを踏まえ、県、市町村及び関係機関・団体がそれぞれの役割及び特性に応じて連携・協働し、次の施策を推進する。

1 参加のきっかけと機会を広げる環境づくり

(1) 情報の提供・紹介及びニーズの把握

活動事例、募集情報、助成制度等について、活動地域、分野、日時、参加条件等の必要な情報を分かりやすく提供する。また、活動希望者、地域及び団体のニーズを把握し、情報提供及び施策の検討に活用する。

(2) 学習及び活動体験の機会の提供

講座、説明会、学校、大学、社会教育施設等における学習・体験の機会を提供し、初めて参加する人が安心して活動できる受入環境を整える。

(3) 多様な参加機会の充実

学校、大学、企業等と連携し、若者、学生、現役世代等が、短時間、単発、休日・夜間、オンライン、プロボノ等の専門性を生かした多様な関わり方等により、それぞれの生活状況、経験及び能力に応じて参加できる機会を充実する。

2 活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり

(1) 支援拠点及び中間支援機能の充実

県NPO活動交流センター、市民活動センター、社会福祉協議会、ボランティアセンター、中間支援組織等が、それぞれの専門性や地域性を生かして、活動者及び活動団体を支援する。

(2) 相談及びコーディネート機能の充実

担い手の確保、資金、広報、会計・労務、連携先等の様々な課題について相談に応じ、関連情報を提供するとともに、必要に応じて適切な相談窓口や支援先につなぐ。

(3) 情報共有及びデジタル活用に関する支援

活動団体の情報、ボランティア等の募集情報、各種講座・研修、助成制度、活動施設等に関する情報の共有・発信を進めるとともに、デジタル活用に関する研修や情報提供を行う。

(4) 交流、連携及び協働に関する支援

団体相互の交流や、NPO、行政、社会福祉協議会、企業、大学等による意見交換の機会を設けるとともに、連携・協働の考え方や取組事例を提供し、関係主体の相互理解と連携・協働を促進する。また、地域課題や活動ニーズに応じ、関係主体間のマッチングを支援する。

(5) 活動場所の確保

活動支援拠点等の会議・作業・交流スペースを提供するなど、活動の場の確保が図られるよう、必要な支援に努める。

(6) 人材育成及び人材活用に関する支援

活動者、団体役員・職員、コーディネーター、中間支援人材等の育成に向け、研修・講座等の機会を提供するとともに、活動団体に対し、専門性や経験を有する人材の活用方法や取組事例に関する情報を提供する。

(7) 資金調達及び運営基盤強化に関する支援

助成金、寄付、会費、事業収入、クラウドファンディング等の多様な資金調達や、事業計画、会計、労務、ガバナンス等について、制度や相談窓口に関する情報提供及び研修を行う。

3 理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり

(1) 社会的理解及び共感の促進

活動事例、成果等を分かりやすく発信し、社会貢献活動への理解、共感、参加及び支援を促進する。

(2) 企業、社会福祉法人等の参画促進

ボランティア休暇制度の普及、従業員の参加、プロボノ、専門性を生かした協力、寄付・協賛、施設・物品の提供等を促進する。

(3) 寄付の普及啓発

寄付について、遺贈寄付、寄付型クラウドファンディング等の多様な方法や活用事例を県民、企業等に周知し、社会貢献活動等への継続的な支援を促進する。

(4) 損害補償制度の周知

県民のだれもが安心して活動に参加することができるよう、ボランティア活動保険等の損害補償制度の周知を図る。

4 災害時に備えた連携・支援体制づくり

(1) 平時からの連携・受援体制の整備

行政、社会福祉協議会、NPO、災害支援団体、企業、大学、専門職団体等が、平時から役割分担、受援体制及び受入窓口を確認し、関係を構築する。

(2) 災害ボランティアセンター等の運営支援

災害ボランティアセンター等の円滑な設置・運営に向け、関係機関と連携し、研修、訓練、マニュアルの整備、運営人材、資機材、情報通信環境等の確保に向けた取組を支援する。

(3) 知見の継承及び人材育成

東日本大震災津波等の経験、課題及び教訓を共有するとともに、関係機関・団体と連携し、災害時の支援調整を担う人材の育成や中間支援機能の充実につなげる。

(4) 中長期的な被災者支援

発災直後の対応に加え、被災者一人ひとりの被災状況や課題を把握し、生活再建、孤立防止、見守り、心身のケア、コミュニティ再生等の中長期的な支援を見据え、関係機関・団体と、関係分野の専門機関との連携・調整が図られるよう支援する。

(5) 情報共有及び連絡調整の円滑化

災害時に、関係機関・団体による被害状況、支援ニーズ、活動団体、専門人材、提供可能な支援等の情報共有や、支援ニーズに対して、活動団体、専門人材、ボランティア等の調整が円滑に行われるよう、平時から情報共有方法や連絡体制の確認を促進する。

第4 社会貢献活動支援の推進体制

1 県の役割

県は、条例及び本指針に基づき、社会貢献活動の支援に関する基本的かつ総合的な施策を推進するとともに、市町村との連携及び協力の下に、広域的な見地から総合調整を行う。

また、県域的・広域的な情報提供、相談支援、人材育成、団体の運営基盤の強化、関係主体間の連携・協働の促進等を通じて、社会貢献活動を支える環境整備を進める。

さらに、各分野における地域課題の解決に当たっては、関係機関・団体等の特性や専門性を踏まえ、適切な役割分担の下で連携・協働を進める。

加えて、県民の参加状況、活動団体の活動実態等について、必要な調査及び研究を行い、その結果を施策の改善に活用する。

2 市町村の役割

市町村は、本指針を活用し、住民に身近な行政主体として、社会貢献活動に関する情報提供、相談、活動場所の確保、関係主体間の連携促進等、地域の実情に応じた支援施策の推進及び社会貢献活動を支える環境の整備に努める。

また、各分野における地域課題の解決に当たっては、関係機関・団体等の特性や専門性を踏まえ、適切な役割分担の下で連携・協働を進める。

3 関係機関・団体等に期待される役割

社会福祉協議会、ボランティアセンター及び中間支援組織には、それぞれの専門性や地域性を生かし、社会貢献活動に関する情報提供、相談、コーディネート、交流及び連携の促進等を通じて、活動者及び活動団体を支援することが期待される。

また、NPO、企業、大学、社会福祉法人等には、それぞれが有する人材、専門性、情報、施設、資金等の強みを生かして社会貢献活動に参画するとともに、地域課題や活動目的を共有し、相互に連携・協働することが期待される。

今後のスケジュール

時期	審議会等	内容
令和8年2月4日	第42回(令和7年度) 岩手県社会貢献活動支援審議会	基本的方向について諮問、改定方針(案)協議
令和8年8月7日	第43回(令和8年度第1回) 岩手県社会貢献活動支援審議会	骨子案協議
令和8年9月18日	第44回(令和8年度第2回) 岩手県社会貢献活動支援審議会	素案協議
令和8年10月		市町村・関係機関等意見聴取
令和8年11月	第45回(令和8年度第3回) 岩手県社会貢献活動支援審議会	基本的方向について答申
令和8年12月	県議会12月定例会	素案報告
		パブリックコメント実施
令和9年1月～2月	第46回(令和8年度第4回) 岩手県社会貢献活動支援審議会	最終案協議
令和9年2月	県議会2月定例会	承認議案提出、審議
令和9年3月		公表